

評価対象年度	平成28年度	政策評価シート(震災復興用)	政策	1
「宮城県震災復興計画」における体系	政策名		1	被災者の生活再建と生活環境の確保
			政策担当部局	総務部、震災復興・企画部、環境生活部、保健福祉部、経済商工観光部、農林水産部、土木部、教育庁
			評価担当部局	環境生活部
【環境・生活・衛生・廃棄物】				

政策の状況

政策で取り組む内容

被災地においては、多くの被災者が今なお不自由な暮らしを余儀なくされており、被災者の生活の再建に向けた良好な生活環境の確保は最も切実かつ重要な課題である。また、被災地のまちづくりにあわせて、持続可能な社会と環境保全の実現のため、省エネルギーの促進や自然エネルギーの導入を積極的に推進する必要がある。このようなことから、被災者の生活の再建を進め、安心して暮らすことのできる良好な生活環境の確保に一層取り組むとともに、環境負荷の少ない社会の形成を着実に進める。

特に、災害公営住宅などの整備に対する支援や応急仮設住宅等における被災者の生活支援に取り組むとともに地域コミュニティの再生に努める。また、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入などの取組を一層推進する。

政策を構成する施策の状況

施策番号	施策の名称	平成28年度決算(見込)額(千円)	目標指標等の状況	実績値(指標測定年度)		達成度	施策評価
				実績値	達成度		
1	被災者の生活環境の確保	17,935,204	災害公営住宅の整備戸数(戸)[累計]	13,784戸 (平成28年度)	B	概ね順調	
			被災地におけるコミュニティ再構築活動を行う団体への助成件数(件)[累計]	15件 (平成28年度)	A		
2	廃棄物の適正処理	-	災害廃棄物等処理率(県処理分)(%)	-	-	-	
3	持続可能な社会と環境保全の実現	2,304,897	再生可能エネルギー等の導入量(熱量換算)(TJ)	25,245TJ (平成28年度)	B	概ね順調	
			太陽光発電システムの導入出力数(MW)	738MW (平成28年度)	A		

- 達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」
- C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」
- 達成率(%) フロー型の指標:実績値/目標値 スtock型の指標:(実績値-初期値)/(目標値-初期値)
- 目標値を下回ることを目標とする指標:(初期値-実績値)/(初期値-目標値)

政策評価(原案)	概ね順調
----------	------

評価の理由・各施策の成果の状況

- ・施策1「被災者の生活環境の確保」のうち、災害公営住宅の早期整備については、目標指標「災害公営住宅の整備戸数」の達成率が、昨年度は84.9%であったが、面整備事業における造成工事に時間を要した市町が一部あったものの、今年度は達成率99.2%に大きく改善しており、着実に整備が進んでいると言える。
- ・また、同じく施策1のうち、コミュニティ再生の支援では、9地区で復興応援隊を結成し、地域が抱える課題やニーズに応じて、住民が主体となって取り組んでいる活動の支援に取り組んだほか、まちづくり協議会等の事務局支援を通して、住民のまちづくり合意形成を下支えた。
- ・施策3「持続可能な社会と環境保全の実現」のうち、再生可能エネルギーの導入では、太陽光発電の堅調な増加により、2つの目標指標でおおむね目標を達成したほか、エコタウンの形成では、仙台市や東松島市に見られる再生可能エネルギー等を活用したモデル的なまちづくりの事例の横展開を図るため、丸森町と南三陸町におけるエコタウン形成の実現可能性調査等への補助を実施するなど、環境負荷の少ない社会形成に向けた取組を支援した。
- ・また、同じく施策3のうち、自然環境の保全の実現では、有害捕獲されたイノシシ等野生鳥獣肉の放射性物質を測定し、速やかに県民等に情報提供・注意喚起を行ったほか、生物多様性に関するタウンミーティングを9回開催し、生物多様性と自分たちの暮らしとの関わりなどについて理解を深めるための啓発事業を行うなど、野生鳥獣の保護管理・生物多様性の保全に努めた。
- ・一方で、施策1においては、高齢化や人口流出等による地域活動の担い手が不足や、復興支援活動に取り組むNPO法人の多くが脆弱な運営基盤であるなどの課題を抱えており、持続的な地域コミュニティ形成に向けた支援が必要である。
- ・また、施策3においては、二酸化炭素削減や自立電源確保の観点からは、太陽光発電だけでなく、地域特性を活かした多様な再生可能エネルギーの導入を促進していく必要がある。
- ・以上のことから、政策の評価としては、目標指標上は順調であるが、解決すべき課題や、今後更に取り組むべき事項があることから「概ね順調」と評価した。
- ・なお、施策2「廃棄物の適正処理」については、県が受託した災害廃棄物の処理は平成25年度に全て完了している。一方、放射性物質汚染廃棄物や除染により生じた除去土壌等の問題については、放射性物質汚染対策特措法に基づき国や市町村等が責任を持って処理することとされているが、県としても、安全かつ早期に処理されるよう、国に要望するとともに市町村との連携に努めている。

政策を推進する上での課題と対応方針（原案）

課題	対応方針
<p>・「被災者の生活環境の確保」(施策1)に関する課題としては、応急仮設住宅等に入居する被災者の中には、当該住宅等の供与期間終了に当たり、なかなか次の転居先を見つけられず、安定した生活をおくるための恒久住宅に住み替えられない方がいる。</p> <p>・また、被災地では、高齢者や人口流出等により、地域活動を支える担い手が不足している。さらに、災害公営住宅等における新しいコミュニティづくりや、既存コミュニティとの融合など、市町村との連携のもと、持続的な地域コミュニティ形成に向けた支援が必要である。</p> <p>・「持続可能な社会の実現」(施策3)に関する課題としては、太陽光発電システムの導入出力数は、3年連続で200%以上の高い達成率となっているものの、送電系統の需給バランスの問題や、FIT制度による国民負担の増大により、再生可能エネルギーを更に増やしていくためには、これまで以上の新たな方策を講じていく必要がある。さらに、二酸化炭素削減や震災の経験を踏まえた自立電源確保の観点からは、家庭での自立・分散型エネルギーの確保や地域特性を活かした多様な再生可能エネルギーの導入を支援する必要がある。</p> <p>※FIT(固定価格買取制度) 再生可能エネルギーによって発電された電気の買取価格を法令で定める制度で、主に、再生可能エネルギーの普及拡大を目的としている。 再生可能エネルギー発電事業者は、発電した電気を電力会社などに、一定の期間にわたり売電できる。</p> <p>・「自然環境の保全の実現」(施策3)に関する課題としては、自然環境保全の推進については、自然環境が複雑多様な連鎖や因果関係で成立していることから、事業の成果について科学的知見に基づく検討を行い、その結果を事業内容にフィードバックしていく必要がある。</p> <p>・また、野生生物の保護管理の推進については、生息域が拡大しているイノシシ及びニホンジカの捕獲の担い手である狩猟者の減少傾向が続いていることから、狩猟者の確保、後継者育成が急務である。さらに、ツキノワグマは、環境省のレッドデータブックでは西日本においては「絶滅のおそれのある地域個体群」に指定されていることから、第二種特定鳥獣管理計画に基づき、個体数の安定的な維持を図りつつ、農業被害や人身被害を軽減していく必要がある。</p>	<p>・住宅情報提供コールセンターや転居支援センターを積極的に活用し、応急仮設住宅等の供与終了前に、次の転居先をいち早く見つけることができるよう支援を行う。</p> <p>・災害公営住宅等における地域コミュニティの機能強化や地域活性化に向けた活動を支援するため、自治組織等による住民主体のコミュニティ再生に向けた取組に対して、活動費の補助や、地域リーダー育成等のための研修交流事業等を行う。</p> <p>・本県の地理的優位性を踏まえ、引き続き太陽光発電設備の導入を推進するとともに、地域特性を活かした多様な再生可能エネルギーの導入を促進するため、これまでの事業者向け補助に加え、重点分野を絞り込み、経済性調査や分野別セミナーを実施するほか、洋上風力やバイオマスなど新たな再生可能エネルギー源の探査・導入を推進する。</p> <p>・また、家庭での自立・分散型エネルギーの導入のため、住宅用太陽光発電への補助に加え、蓄電池及び家庭用燃料電池の導入などゼロエネルギーハウス化への取組を支援する。</p> <p>・防災拠点への再生可能エネルギーの導入や、土地貸しなどで公有財産での太陽光発電を導入するとともに、地域資源を活用した自立・分散型の地産地消エネルギーの確保を目指し、地域でのエコタウン形成に関する調査や検討に対する支援を行う。</p> <p>・自然環境保全の推進については、有識者の意見を伺いながら、引き続き自然再生事業を実施するとともに、本県の豊かな自然環境を内外に向けて発信していく。特に蒲生干潟については、東日本大震災の影響により自然環境が大きく変容したため、自然再生施設整備事業は中止したが、引き続き有識者等による議論を踏まえ、多様な主体による保全の取組を進めていくとともに、自然環境の状況の把握に努めていく。</p> <p>・野生生物の保護管理の推進については、平成29年度から5年間を計画年次とする第12次鳥獣保護法の改正を踏まえ、宮城県鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画を改定し、それぞれの計画に基づいて対象鳥獣に応じた適正な管理を行う。特にイノシシ及びニホンジカについては、新設された指定管理鳥獣捕獲等事業を活用した個体数調整のほか、被害防除対策及び生息環境整備を推進するとともに、捕獲・防除に関する研修会や後継者の育成を行い、生態系の維持を図る。また、ツキノワグマについては、行動圏調査の実施などにより適正な保護管理事業を行う。</p>